

館林市市民活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動を行う団体が、地域課題の解決及びまちづくりのために自主的かつ自発的に行う公益的な事業に対し、館林市市民活動推進事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、主たる活動の場が市内であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (3) 団体の運営に関する規則を有し、会計処理が適切に行われていること。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
- (6) その他公序良俗に反する団体でないこと。
- (7) 市から本補助金以外で当該年度補助を受けていない又は受ける予定がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、館林市市民活動推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 団体概要説明書（別記様式第3号）
- (3) 事業収支予算書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める関係書類

2 申請団体は、市長の求めに応じて申請内容及び必要事項を説明しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請書等を審査し、その適否を決定し、館林市市民活動推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により補助対象団体の代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定を受けた補助対象団体の代表者は、当該補助対象事業が完了したときは、

完了した日から起算して1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれかの早い日までに館林市市民活動推進事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第7号)
- (2) 事業収支決算書(別記様式第8号)
- (3) 事業写真
- (4) 成果品(チラシ、広告物等)

2 補助対象団体は、市が館林市市民活動推進事業補助金に係る事業報告会等を開催するときは協力するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第7条 交付決定した補助金は、補助対象事業の完了後に実績払として交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、交付決定額の2分の1を限度として補助金を概算払することができる。

3 前項の規定により概算払を行ったときは、補助対象事業の完了後に補助金を精算払するものとする。

4 交付決定団体の代表者が、前3項の規定による交付を受けようとするときは、館林市市民活動推進事業補助金実績払・概算払・精算払請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を中止したとき。
- (4) 市長と協議することなく事業内容が事業計画と大きく異なったとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合、既に補助金を交付していたときは、補助金の全部について返還を命ずることができる。

2 市長は、補助金の超過交付が判明した場合、超過した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(館林市まちづくり団体事業費補助金交付要綱及び館林市市民活動団体育成補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 館林市まちづくり団体事業費補助金交付要綱（平成22年館林市告示第47号）
- (2) 館林市市民活動団体育成補助金交付要綱（平成25年館林市告示第12号）

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
地域課題の解決及びまちづくりのために自主的かつ自発的に行う公益的な事業で、市長が必要と認めたもの	事業を実施するに当たり直接必要な経費。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除く。 (1) 団体の運営維持管理経費 (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費 (3) 3万円以上の備品購入費 (4) その他補助することが適当でないと認められる経費	補助率 2分の1 補助限度額 20万円 ただし、交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。